1 最近の優越的地位の濫用事件

東近の愛越的地位の濫用事件	
件 名 (公表年月日)	内容
令和3年(認)第1号 ビー・エム・ダブリュー株式会 社に対する件 (令和3年3月12日)	公正取引委員会は、ビー・エム・ダブリューに対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 〇 ビー・エム・ダブリューは、継続的に取引しているディーラーのうちの大部分のディーラーに対し、BMW新車について、当該ディーラーのこれまでの販売実績等からみて当該ディーラーが到底達成することができない販売計画台数案を策定し、当該ディーラーとの間で十分に協議することなく販売計画台数を合意させるとともに、当該販売計画台数を達成させるために、当該ディーラーがBMW新車を販売する上で必要となる事業用車両の台数を超えてBMW新車を当該ディーラーの名義で新規登録することを要請していた。
令和2年(認)第4号 アマゾンジャパン合同会社に 対する件 (令和2年9月10日)	公正取引委員会は、アマゾンジャパンに対し、同社の次の行為が独ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知禁止法に規定する認定学件に適合すると認め、当該計画を認定した。アマゾンジャパンは本件対象事業部において、取引上の地位が自社で、次の行為を行っている。 ① 本件納入業者(以下「本件納入業者」という。)に対して劣っている納入業者(以下「本件納入業者」という。)に対して劣っている納入業者(以下「本件納入業者」という。)に対して、次の行為を行っている。 ② 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、当該本のの要請を対の値引き販売を戻をして当該商品が知ららず、本件納入業者の直接の引送を行うめの減額の申知分すず、公司、当該本件納入業者の直接の引送をおいてもおかわらず、本件納入業者の直接の利当該と収入ととを理由に明ら入まされ、在体納入業者に対して、当該本件納入業者の自接の利当該本件的の表達を対してもため、対のは、当該本件納入業者に対して、当該本件の第一次とを理由に明ら入まさにおいて自主を図るため、あらが、その提供を行うとの担けを紹示を持続で定めた組織を持続している。 ② 本件納入業者に対して、当該を提供させて向上を図るため、本件共同をは、ととなる直接の利益等を勘索してもがのまたが、本件共同をは、当該本件納入業者担して、自社の収益性の向上を図るため、自社の収益性の方にから、自社の収益性を行うことなるに対して、公司が対対するに対して、自社の収益性の向上を図るため、自社の収益性の方に対して、公司が対対するに対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、

件 名 (公表年月日)	内容
	品によって当該本件納入業者に通常生ずべき損失を自社が負担する場合 iii)当該本件納入業者から当該商品の返品を受けたい旨の申出があり、かつ、当該本件納入業者が当該商品を処分することが当該本件納入業者の直接の利益となる場合
令和2年(認)第3号 ゲンキー株式会社に対する件 (令和2年8月5日)	公正取引委員会は、ゲンキーに対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社がら確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。ゲンキーは、同社が自ら販売する商品を同社に直接販売して納入する事業者のうち、ゲンキーと継続的な取引関係にあるもの(以下「納入業者」という。)に対し、次の行為を行っていた。 ① 新規開店等に際し、納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該納入業者が納入する商品以外の商公を含む当時列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従連算等の条件について合意することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。 ② ゲンキーが一般消費者向けに販売するクリスマスケーキ等について、納入業者に対し、ゲンキーと当該が、業者の従業員等を派遣させていた。 ③ i)自社が主催した「わくわくキャンペーン」と称する催事について、その実施に要する費用を確保するため、納入業者に対し、「わくわくキャンペーン」と称する催事について、その実施に要する費用を確保するため、納入業者に対し、「わくわくキャンペーンと称する性事について、その実施に要する費用を確保するため、納入業者に対し、「わくり明確に説明することなく、・当該物流センターを通じて、おらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、引上げ後の料率を適用して第出した額の金銭の提供を要当していた。 iii)がンキーの物流センターへの商品の搬入を行う際にゲンキーが納入業者に対し、あらかじめ算出根拠についての発けと要に際し、納入業者に対し、あらかじめ第出根拠について、のの情入に要するでいた。 iii)がンキーの物流センターへの商品の搬入を行う際にゲンキーが納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。 iv)バーコードラベルについて、その発出根拠について明確に説明するため、納入業者に対し、あらかりの第出根拠について明確に説明することなく、売上不振商品及び販売期間中に売れ残ったことにより定るとなく、売上不振商品及び販売期間中に売れ残ったことにより在庫となった季節品(以下「売上不振商品」という。)について、納入業者に対し、売上不振商品のの集けを定めておらず、かつ、当該納入業者の含意により返品の条件を定めておらず、かつ、当該納入業者との合意により返品の条件を定めておらず、かつ、当該納入業者との合意により返品の条件を定めておらず、かつ、当該納入業者との合意により返品の条件を定めておらず、かつ、当該納入業者との合意により返品の条件を定めておらず、その返品に応じるよう要請していた。

- 2 参照条文
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)(抄)

〔定義〕

第二条 (略)

②~⑧ (略)

- ⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一~四 (略)
 - 五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、 次のいずれかに該当する行為をすること。

イ (略)

- ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 (略)

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

[既往の行為に対する確約手続に係る通知]

- 第四十八条の六 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する疑いの理由となつた行為が既になくなつている場合においても、公正かつ自由な競争の促進を図る上で特に必要があると認めるときは、第一号に掲げる者に対し、第二号に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十条第一項(第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知をした後は、この限りでない。
 - ー 次に掲げる者
 - イ 疑いの理由となつた行為をした者

ロ~二 (略)

- 二 次に掲げる事項
 - イ 疑いの理由となつた行為の概要
 - ロ 違反する疑いのあつた法令の条項
 - ハ 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

〔排除確保措置計画に係る認定の申請、認定、申請の却下、計画変更に係る認定〕

- 第四十八条の七 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置(以下この条から第四十八条の九までにおいて「排除確保措置」という。)に関する計画(以下この条及び第四十八条の九において「排除確保措置計画」という。)を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。
- ② 排除確保措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 排除確保措置の内容

- 二 排除確保措置の実施期限
- 三 その他公正取引委員会規則で定める事項
- ③ 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除確保措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - ー 排除確保措置が疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するために十分なものである こと。
 - 二 排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4)~8 (略)

〔排除確保措置計画に係る認定の効果〕

第四十八条の八 第七条第一項及び第二項(第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。)、第七条の二第一項(第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)、第七条の九第一項及び第二項、第八条の二第一項及び第三項、第二十条第一項並びに第二十条の二から第二十条の六までの規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定(同条第七項の規定による変更の認定を含む。次条、第六十五条、第六十八条第二項及び第七十六条第二項において同じ。)をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除確保措置に係る行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による決定があつた場合は、この限りでない。

[排除確保措置計画に係る認定の取消し]

- 第四十八条の九 公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定で、第四十八条の七 第三項の認定を取り消さなければならない。
 - 一 第四十八条の七第三項の認定を受けた排除確保措置計画に従つて排除確保措置が実施されていないと認めるとき。
 - 二 第四十八条の七第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。
- ②~④ (略)